

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號二第

卷六十三第

行發日一月二年八和昭

論叢

農業者とこの租税負擔の均衡 法學博士 神戸 正雄

蓄積理論の修正 文學博士 高田 保馬

爲替心理説の社會學的評價の基本的理論 文學博士 米田庄太郎

時論

爲替相場と國內物價との關係 經濟學博士 谷口 吉彦

研究

平均利潤論 經濟學士 柴田 敬

職業上の社會的地位 經濟學士 岡崎 文規

船舶超過保險成立の根據について 經濟學士 佐波 宣平

說苑

獨乙遠洋汽船漁船共有組合の内部組織 經濟學士 岡本 清造

百貨店の國民經濟上における意義 經濟學士 堀 新一

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

職業上の社會的地位

岡崎文規

一

人口の社會的地位は、教育程度、財産狀態及び所得狀態等を標準として構成され得るものであつて、これ等の統計的表示は、それ／＼教育統計、財産統計及び所得統計の研究範圍に屬するものであるが、他方、人口の社會的構成は、職業上の地位を標準としても確定され得る事は疑問の餘地なき所であつて、この統計的表示は正しく職業統計の研究範圍に屬してゐる。¹⁾

職業調査を單獨に實施してゐる國に於ては勿論、國勢調査の一調査事項として職業を調査してゐる國に於ても、只だ單に職業そのものを調査するのみならず、之に關聯して、普通、職業上の地位を併せ調査してゐる。我國に於ても、この例に洩れる事なく、第一回國勢調査は、職業及び職業上の地位を、第二回國勢調査は職業及び所屬の産業を調査したのである。²⁾ (大正十四年の簡易國勢調査は主として人口の生物學的事項を調査したに止り、經濟的事項の調査は除外された。)

職業の種類が同一であつても、その職業に従事してゐる個人の社會的地位は、職業的觀點から見て、必らずしも同一ではない。例へば一商業に就いて見るも、或る者は業主の地位にあり、或る者は店員の地位にあり、また或る者は勞働者の地位にある。職業そのものゝ調査は、一社會に

1) Fürst, G., Zur Methode der deutschen Berufsstatistik, Allg. Stat. Archiv. 19. Bd. 1. Heft. 1929, S. 19. Müller, J., Deutsche Wirtschaftsstatistik, 1925, S. 18.
2) 大正九年國勢調査施行令及び昭和五年國勢調査施行例參照

於ける職業分化の状態を明らかにし、またこの瞬間調査を、一定期間毎に繰り返す事によつて、職業分化の發展を知る事が出来るに反して、職業上の地位の調査は、各種の職業を統括して、或は各職業別に、職業に於ける社會的地位の構成状態を明らかにし、またこの瞬間調査を、一定期間毎に繰り返す事によつて、職業に於ける社會的地位の構成の發展傾向を知る事が出来る。³⁾ 大正九年に於ける我國國勢調査の結果の正確度は、別個の問題として吟味する必要はあるが、本業者（家事使用人を除く、主人の世帯内に在る家事使用人は從屬者の地位にあつて、その實數が明らかでない）に於ける職業上の地位に関する調査結果は左の如くである。⁴⁾

	實數	百分比
總數	二七、三七八、一五五	一〇〇・〇〇
業主	九、七一〇、二九八	三五・〇八
職員	一、五一四、五一一	五・五三
勞務者	一六、一五三、三四六	五九・三九

右の統計數字の示す所によれば、本業者中、約三割五分は獨立業者であり、約五分五厘は職員であり、勞務者が約五割九分を占めてゐる事は明らかである。そしてこの職業に於ける社會的地位の構成状態は、職業の種類によつても相違してゐると考へられるから、こゝでは主要なる職業即ち農業、工業、商業及び交通業に就いて、本業者の職業上に於ける社會的地位を觀察する事にする。

3) Mayr, G., Statistik und Gesellschaftslehre, Bd. II. 2. Aufl. 1926, S. 190.

4) 大正九年國勢調査報告全國の部第二卷職業四〇頁

	農業		工業		商業		交通業	
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
總數	一四、一三六、三三〇	100.000	五、三〇〇、二四八	100.000	三、一八八、〇〇一	100.000	一、〇三七、三三八	100.000
業主	五、二五四、七四	三六・五〇	一、二九四、八三五	二四・四三	一、六七七、二五四	五三・三三	二、五七、九九〇	二四・九三
職員	二二、二九	〇・〇八	二七、九六	五・三三	四四、三〇	一三・九	一四〇、二四五	一三・〇一
勞務者	八、九六一、四七七	六三・四三	三、七二七、五〇七	七〇・三三	一、四〇六、三三六	四四・七六	六、三九、〇〇三	六三・〇四

右の統計數字によれば、業主の比率の最も高き職業は商業（五二・七三）であり、之に次いで農業（三六・五〇）、交通業（二四・九五）、工業（二四・四二）と言ふ順序である。次に職員比率の最も高き職業は同じく商業（二二・四九）であり、其の他の職業に於ては、この比率は孰れも非常に低いが、工業（五・二六）、交通業（三・〇二）、農業（〇・〇八）の順序である。最後に勞務者に就いては、工業（七〇・三三）の比率が最も高く、之に次いで農業（六三・四二）、交通業（六二・〇四）、商業（三四・七八）の順序である。これによつて主要職業に於ける本業者は、職業上の地位に關し、如何なる構成状態を示してゐるかを観取する事が出来る。

職業上の地位に關しては、第二回國勢調査の結果は未だ發表されてゐないから、我國に於ては僅かに第一回國勢調査の結果があるのみであるが、繰り返されたこの調査の結果を比較對照するならば、時の推移に應じて、職業上の地位の構成が如何なる發展を示すものであるかを知る事が出来る。獨逸に於ては、一八八二年、一八九五年、一九〇七年及び一九二五年の四回に亘つて

職業調査が實施せられ、一九二五年の結果を除く、二回の職業調査の結果に基き、Conrad が、農業、工業及び商業の全般に亘り、職業上の地位の構成を觀察した。⁵⁾ その結果は左の如くである。

	一八八二年	一八九五年	一九〇七年
獨立業者	三二・〇三	二八・九四	二二・三〇
職員	一・九〇	三・二九	五・二八
労働者	六六・〇七	六七・七七	七二・四二

右の統計數字によれば、獨立業者は次第に減少し、職員及び労働者は次第に増加の傾向を示してゐる。

斯くの如く職業上の社會的構成を數字的に把握する事は、經濟現象の研究上、極めて重要な事であるが、職業上の地位を正確に調査するには、周到なる用意が必要である事は言ふを俟たない所である。私は、以下、職業上の地位に關する統計調査に於て取扱はる可き問題に就いて考察し度いと思ふ。

二

我國の第一回国勢調査の調査事項中には「職業及び職業上の地位」が明記せられてゐて、そしてこの職業上の地位に就いては、「申告書記入心得」中に「職業ある者は農、工、商等の様な總稱、會社員、職工等の様な略稱に依らないで、何んな種類性質の職業であるかを、何人にも分り易い様に細別を記入し、且其の職業を主宰經營する者であるか、主宰經營者に使用され事務や技術に

5) Conrad, J., Grundriss zum Studium der politischen Ökonomie, 4. Teil. 3. Aufl. 1924, S. 50.

従事する者であるか、又は勞務に従事する者であるかを、分り易い様に日常の稱呼に基いて詳細に記入すること」と言ふ風に説明を加へ、職業上の地位を區分表章するには「業務を主宰經營する者を業主、業主の下に在りて事務又は技術に従事する者を職員、業主・職員の下に在りて單に勞務に従事する者を勞務者⁶⁾」の三標準に従つたのであつた。然るに第二回國勢調査の調査事項中には「職業」が明記されてゐるが、「職業上の地位」を削除し、別に「所屬の産業」を加へてゐる。故に「職業上の地位」が削除されて仕舞つたのであるか？ この理由は局外者には明らかでないが、「職業」と同時に「所屬の産業」を實査し、之に基いて産業上の地位をも明らかにせんとする意圖に基いてゐると察せられるのである。即ち「申告書記入心得」中に「人に雇はれず自己の業務を營む者又は雇人を使はなくとも家族の補助を受けて自己の業務を營む者は雇主と記入すること。人に雇はれず又雇人を使はず家族の補助も受けずに一人で自己の業務を營む者は單獨と記入すること。俸給、給料、手当、賃銀其の他の報酬を得て勤務する者は勤務先の名稱又は雇主の氏名と其の業務の種類とを記入すること。」と言ふ風な説明を加へ、産業上の地位を區分表章するには、「昭和五年國勢調査報告全國の部第二卷職業及産業」は尙ほ未刊に屬してゐるが、「昭和五年國勢調査報告第四卷府縣編」の内、今日、既に刊行せられてゐる「千葉縣」の部に掲げられてゐる附録「産業及職業分類方法」に就いて見るに、「雇人を使用し又は家族の補助を受けて自己の業務を營む者を雇主、他人に雇はれず又雇人を使用せず家族の補助をも受くることなく一人にて自己の業務を營む

6) 大正九年國勢調査報告全國の部第二卷職業説明書のV頁参照

者を單獨、俸給、給料、賃銀其の他の報酬を得て勤務する者又は家族にして世帯主其の他の家族の業務を補助する者を使用人⁷⁾の三標準に従ふ事になつてゐて、恐らく之に基いて全國の統計資料も整理されるに違いない。

普通、こゝで取扱はれる營利行爲者の社會的地位は、職業の差別から生ずるものではなくして、大體に於て、經營又は企業に對する營利行爲者の從屬關係によつて決定されるものであるから、「職業上の地位」(Stellung im Berufe)と言ふ代りに、「Furst⁸⁾の如きも、「經營上の地位」(Stellung im Betrieb)と言つてゐるのであつて、第二回國勢調査の結果を表章するに當つて、「職業上の地位」と言ふ代りに、「産業上の地位」と言ふ文字を使用してゐるのも、これと同じ理由に基くものであらう。しかし一例を擧げるならば、官公吏は、官業に従事する者以外、如何なる經營又は企業にも從屬する者でないから、「産業上の地位」を有ち得ないのである。吾々が、普通、「職業上の地位」と言ふのは、職業そのものゝ種別を問題としてゐるのではなくして、營利行爲者が業務に従事するに當つて、獨立的地位にあるか、非獨立的地位にあるかを問題にしてゐるのであるから、「職業上の地位」と言ふ文字は決して完全なる表現でないが、從來の慣用例に従つて置いても差支へないと考へるのである。

これは只だ用語に關する問題に過ぎないが、「職業上の地位」に關し、第一回國勢調査の結果の整理と第二回國勢調査の結果の整理との間には見逃す事の出来ない差異がある。即ち第一回國勢

7) 昭和五年國勢調査報告府縣編千葉縣附錄一三頁參照

8) Fürst, G., a. a. O., S. 18.

調査に於ける「職業上の地位」は業主、職員、勞務者の三階級に區分せられたが、第二回國勢調査に於ける「産業上の地位」は雇主、單獨、使用人の三階級に區分される事になつてゐる。従つて兩者は直ちに之を比較する事が出来ないであつて、前者の業主中には後者の雇主と單獨とが包含されてゐるだらうし、後者の使用人中には前者の職員と勞務者とが包含されてゐるだらう。業主の間に在つても、其の社會的地位は雇主と單獨者とは大なる差異があるであらう、また使用人の間に在つても、其の社會的地位は職員と勞務者とは更に大なる差異があるであらう。要するに「職業上の地位」に關するこの二種の區分は、それぞれ長所と短所とがあると考へられるのであるが、この「職業上の地位」の區分に關しては尙ほ吟味しなければならぬ問題が残つてゐる。

三

職業統計の二大眼目は、分業の觀點より職業の構成状態を明らかにする事と、職業人口の社會的地位の状態を明らかにする事である。こゝで取扱ふ問題は後者に屬し、職業が獨立に行はれてゐるか、或は非獨立に行はれてゐるかを問ふのである。しかしかゝる統計が統計として眞に價值あるものであるか否かは専ら其の調査方法の正確であるか否かに依存してゐる。勿論、更に問題の根本に遡つて、職業を獨立性と非獨立性とに區分する事によつて、果して職業人口の社會的地位を把握し得るか否かを疑ふ餘地も存在する譯であつて、この社會的地位は寧ろ財産額又は所得額によつて決定されるとも言ひ得る⁹⁾。従つて一九二一年に、カナダに於ては、所得額を調査事項

9) Zahn, F., Berufliche und soziale Gliederung des Volkes. Die Statistik im Deutschland Bd. II. S. 5.

に加へたのであるが、一般に、かゝる財産調査又は所得調査は、申告者をして虚偽の申告をなさしむる危険が多く、決して所期の効果を擧げ得るものでないと信ぜられてゐる。¹⁰⁾ また教育程度の調査によつて、人口の社會的地位を表示し得るとも考へられるが、この教育程度も決して正確に調査し得るものでないと言はれてゐる。¹¹⁾ そしてまたイギリス、スエーデン、ノールウェー及びアメリカ等に於て行はれた如く、社會的地位を職業種目に従つて區別する方法も問題とする事が出来るのであるが、この純然たる外部的等級は、却つて社會事象の實況から遠ざかる事となる爲めに、多くの國に於ては、社會的地位は、職業の獨立性及び非獨立性を標準として表示する事になつてゐる。¹²⁾ そして職業の獨立性及び非獨立性は、確かに、或る意味に於て、人口の社會的地位を表示する一標識たり得るものであり、これが其の標識としての機能を發揮し、また信賴するに足るものであるか否かは、主として其の調査方法の正確であるか否かによつて決定されるものである。

職業上の地位を調査するに當つて、職業の獨立性及び非獨立性は、獨立業者(Selbständige)、職員(Angestellte)及び労働者(Arbeiter)の三群に區分されるが、實はこれ等それ々の間に、嚴密に正確なる限界線を引く事は殆んど不可能であつて、これは單に便宜的なものに過ぎないのである。しかし社會的地位の限界を明確に規定する別個の良手段がないし、そしてこの區分は、事實、社會的地位の最も重要な標識の一であるから、これは正確に完全なものではないが、この區分を

10) Hiess, F., Methodik der Volkszählungen, 1931, S. 176.

11) Mayr, G., a. a. O., S. 192.

12) Zahn, G., Beruf und Berufsstatistik, Handw. d. Staatswiss. Bd. II, 4. Aufl. S. 542.

以つて、社會的地位を表示する事にしてゐるのである。¹³⁾

獨立業者とは業務を主宰經營する者であるが、これは只だ一つの共通なる標識を有つてゐて、被雇者 (Arbeitnehmer) でない事を示してゐるに止り、この内には各種の社會的地位の人が包括されてゐる。先づ業務を小規模に單獨で主宰經營する者と大規模に雇人を使用して主宰經營する者がある。農業に於ける耕作地面積、其の他の産業に於ける雇人數は、經營調査が取扱ふ問題であるが、之と獨立業者とを結合する事によつて、獨立業者を經營の大小に應じて區別する事が出来る。我國の第二回國勢調査は深くこの問題にまで立ち入る事は出来なかつたが、「所屬の産業」を問ひ、雇主と單獨とを區分したのは、同じ獨立業者に就いて、この異なる社會的地位を各個に表示せんとしたものであらう。この問題に關して、一八九五年の獨逸職業調査は大なる關心を有ち、工業、商業及び交通業に屬する獨立業者を、單に雇主と單獨に區分するのではなくして、雇人數に従つて分類表章してゐる。¹⁴⁾そしてこの調査に於ける獨立業者の分析は最も意義あり、且つ最も信頼し得る結果を示したと言はれてゐる。¹⁵⁾

更にまた、自家で、他人の計算に於て業務に従事する家内工業者 (Hausgewerbetreibende) も形式上は獨立業者である。しかしこの家内工業者が、出來高拂の勞賃を受取る工場勞働者と異なる點は、勞働時間を任意に決定する事が出来る丈けであつて、實質的には普通の勞働者と非常に近い地位にある。事實、家内裁縫師は、其の収入の點から見ても、また其の社會的地位から見ても、

13) Rauchberg, H., Die Berufs- und Gewerbezahlungen im Deutschen Reich vom 14. Juni 1895. 1901, S. 82.
14) Rauchberg, H., a. a. O., S. 103 ff.
15) Zahn, F., a. a. O., S. 542.

企業家よりも、勞働者に近いと言はなければならない。従つて獨逸に於ては、この家内工業者を、獨立業者の中に入れてはゐるが、しかも他の獨立業者と分離して、別個の取扱ひをしてゐる。¹⁶⁾しかし家内工業者を調査する事は大なる困難を伴つてゐる爲めに、其の結果は必らずしも正確でないと言はれてゐる。¹⁷⁾それは家内經濟から發達し、尙ほ完全に家内經濟から獨立してゐない多くの家内工業的行爲が、中産階級の婦人によつて、家内工業的副業として申告される場合が少なからである。¹⁸⁾尙ほ Rauchberg は、行商人(Hausierer)に對しても、家内工業者と類似の考量が拂はれると言つてゐるが、¹⁹⁾普通、この行商人は、獨立業者中で、別個の取扱ひを受けてゐないやうである。また會つて獨逸に於ては、出職人(Storarbeiter)の職業上の地位が問題となり、家内工業者と同じく、別個の調査によつて、出職人研究の資料とすべしと言ふ意見も行はれた事があつたが、結局、これは實現しなかつたのである。²⁰⁾この出職人は、經濟的地位から言つても、また社會的地位から言つても、現實に、獨立業者ではあり得ないであらう。

次に商事會社又は工場等に於ける支配人又は指導的技術者は、法律上、使用人であつて、獨立業者と見る事は出來ないのであるが、其の實際生活では近代的企業家の一典型をなすものであるから、彼等の社會的地位は、獨立業者として取扱はれてゐる。²¹⁾

右に述べた如く、獨立業者中には種々なる要素が包括されてゐるから、之を(一)業主、(二)支配人、指導的職員、(三)家内工業者の三種類に再分し、尙ほ業主を雇人數に従つて區分する事が、

16) Rauchberg, H., a. a. O., S. 83. Fürst, G., a. a. O., S. 21. Hies, F., a. a. O., S. 178. Tyszka, C., a. a. O., S. 11.

17) Conrad, J., a. a. O., S. 49.

18) Rauchberg, H., a. a. O., S. 127.

19) Rauchberg, H., a. a. O., S. 134.

20) Rauchberg, H., a. a. O., S. 83.

獨立業者の職業上の地位を表章する適切なる手段であると考へられる。

四

營利行爲者は獨立業者と非獨立業者とに二分する事が出来ると言ふ事は、既に述べた所であるが、この非獨立業者の中で、業主の下に在つて事務又は技術に従事する者を職員と言ひ、業主・職員の下に在つて單に勞務に従事する者を勞働者と言つてゐる。職員と勞働者とは、其の業務の性質に於ても、また其の社會的地位に於ても、大なる相違點があるから、我國の第二回國勢調査に於けるが如く、兩者を一括して表章するよりも、我國の第一回國勢調査に於けるが如く、之を區分表章する方が適切であると考へられるし、多くの國に於ても亦、この方法に従つてゐる。職員に屬する者は、多くの場合、精神的勞務者であつて、大體、技術的職員、官公吏、及び専門家、工場長、監督、商業使用人及び官公吏等がこの範圍に入るものと考へられてゐる。尤も官公吏は獨立業者であると言ふ見解もあるが、²¹⁾官公吏は、本來、國家・公共團體の使用人であり、そして主として精神的勞務に従事してゐる者であるから、之を職員と見るのが正當である。但し商會社又は工場等に於ける支配人又は指導的技術者を獨立業者に屬せしめたと同一の理由で、指導的地位にある官公吏は、之を職員中から除外して、獨立業者に屬せしめてよい。一九二五年の獨立職業調査では、この主旨に従つて官公吏の社會的地位を決定してゐる。²²⁾しかし個々の具體的事實に就いて、指導的官公吏の範圍を決定するには、種々なる困難を伴ふ事は言ふ迄もない所で

21) Fürst, G., a. a. O., S. 20.

22) Hiess F., a. a. O., S. 177.

23) Statistik des Deutschen Reichs. Bd. 402. Teil. I. Einführung in die Berufszählung 1925, S. 11.

あつて、この事は職員一般の限界を規定する場合にも言ひ得る事である。即ち職員と労働者との限界は漠然としてゐて、職員中には労働者と同じ性質のものも發見せらる可く、また其の經濟的地位が、労働者のそれよりも低いやうな場合もあり得る。²⁴⁾

次に業主又は職員の下に在つて單に勞務に従事する労働者が問題になる。手工業時代に、親方の下に働らいてゐた職人は、普通、其の技能を、數年間、習練した者であつて、これが手工業經濟生活に於て重要な役割を演じてゐた。この職人 (Handwerker) は今日の習練労働者 (gelernter Arbeiter) に相當する者であるが、彼等は特殊なる技能を修得してゐると同時に、其の技能に基いて、未経験者では産出する事の出來ない製品を完成し得る特質を有つてゐた。そしてこの職人の手助けを務める者は助手 (Handlanger) であつて、今日の謂ゆる未習練労働者 (ungelernter Arbeiter) に外ならなかつた。しかるに十八世紀の末に機械が發明せられ、十九世紀に入つて、この機械は、他の動機と共に、産業界に大革命を齎らし、こゝに於て労働手段に根本的變化が發生したのであつた。手工業者の使用せる道具は自動的に動くものではなく、其の操作には手工業者の特殊なる技能を必要としたのであつたが、この機械は人間の肉體的及び知的技能の一部を代位するやうになり、この爲めに習練労働者の地位は以前の如くに重要ではなくなつた。しかも産出される製品は、以前の如く、必らずしも労働者の特殊なる技能に依據するものではなくして、機械的・劃一的のものとなつて仕舞つた。従つて今日、習練労働者となる要件は、其の労働に對する一定の準

24) Müller, J., a. a. O., S. 19.,

備教育を修得する事にあつて、また機械生産に於ては、製品の良否は、以前の如く、労働者の技能のみに支配されるものでもない。そこで今日では、未習練労働者も習練労働者となる事は、以前の如くに困難ではない。殊に歐洲大戰以後から、習練労働者と未習練労働者との中間に、補習労働者(angelerner Arbeiter)と言ふ者が次第に重要な地位を占めつゝある。この補習労働者と言ふものは、習練労働者の如く、其の技能に關して、正規の習練を経たものではないが、一定の短期間内(大抵六週乃至十二週)其の技能に關して補習教育を受けたる労働者である。²⁵⁾従つて今日、労働に對する準備教育の有無及び其の程度に應じて、労働者は習練労働者、補習労働者及び未習練労働者の三種類に分類する事が出来る。

斯くの如く労働に對する準備教育の有無及び其の程度に應じて、労働者を習練労働者、補習労働者及び未習練労働者に区分する事に、Rauchbergは反對して、與へられたる労働が、準備教育を必要とするものであるか否かによつて、労働者を習練労働者と未習練労働者とに区分せんとする見解を有つてゐる。²⁶⁾この方法に従へば、統計資料の整理者が與へられたる労働に對して特殊なる準備教育を必要と見るか否かの判断に従つて、労働者そのものは或は習練労働者となり、また未習練労働者となる。彼は、この場合、任意的又は行政的区分は已むを得ないと言つてゐるが、²⁷⁾困難なるこの分類を更に混亂に導く危険が多いやうにも考へられる。

從來、労働者を習練労働者及び未習練労働者に区分する事は、職業統計上、最も意義多き事と

25) Tyszka, C., a. a. O., S. 11.

26) Rauchberg, H., a. a. O., S. 87.

27) Rauchberg, H., a. a. O., S. 87.

信じられてゐたし、また最も廣く行はれてゐる區分方法であるが、一九二五年の獨逸職業調査はこの區分方法を捨て、全く別個の區分方法を採擇した。其の區分方法を見るに、²⁸⁾労働者を三群に大別し、第一群には當該經濟部門に特有なる職業に従事する凡ゆる労働者を集めてゐる。即ち例へば機械製造業に於ける旋盤工、銑工、錠前工、鍛冶工及び鍛接工、紡績業に於ける紡績工、紡織工及び染色工、指物業に於ける指物師、轆轤工、木材彫刻師及び機械労働者を集めてゐる。勿論、これ等の職業が、別個に、單獨で行はれる事もある。當該經濟部門に對して如何なる職業が特有のものであるかは調査前に確定して置くのである。第二群には經營所屬の職人及び其の他の重要な補助的職業に従事する労働者を集めてゐる。即ち固有の生産過程の外に在つて建築物及び機械の仕上労働、修理労働或は其の他の重要な補助勞務に従事する労働者を集めてゐる。經營所屬の職人と言ふのは機械工場で労働してゐる左官、車大工及び馬具師、纖維工業に於ける錠前工、鍛冶工及び指物師等であり、重要な補助的労働者と言ふのは機關係、火夫及び運轉手等である。そして第三群には其の他の凡ゆる労働者を集めてゐる。この區分の標準となるものは例へば以前の習練的職業ではなくして、調査當時實際に行ふ所の活動である、只だ一時的失業者に在つては最近に實行せる活動によつて之を定める。従つて習練的錠前工であつても、調査當日馭者として従業する者は之を馭者とし、之に反して失業せる錠前工は之を錠前工とする。²⁹⁾

工業資本主義の發達即ち手工業から工場工業への推移に伴つて、工業的職業に大なる變化が發生した。手工業時代には、職業、産業及び經營は、普通、一致してゐた。即ち錠前工、鍛冶工及

28) Statistik des Deutschen Reichs Bd. 402, a. a. O., S. 11.

29) Statistik des Deutschen Reichs, Bd. 402, a. a. O., S. 12.

び製靴工は一職業であると同時に一産業であつた。處が今日では、事情は大いに異り、職業、産業及び經營は、昔の如く、一致してゐない。例へば今日では、錠前工は、錠前業に於て存するのみならず、其の他の多くの産業即ち紡績業、織物業、家具工業等に於ても存する。換言すれば今日の大産業には各種の職業が隸屬してゐる。一九二五年の獨逸職業調査は、かゝる生産過程の状況に特別の考量を加へて、労働者の區分を、主として經營の立場から見たる差異に標準を置いたのであつた。しかしこの區分方法は從來の區分方法に比較して、より適切なものであるか否かが先づ問題となる。労働者を習練労働者と未習練労働者とに區分する事によつて、確かに労働者の職業上の社會的地位を區別し得るが、固有の生産過程に屬してゐる職業に従事する労働者と經營所屬の職人及び其の他の重要な補助的職業に従事する労働者とを區分する事によつて、經營の範圍内に於ける労働者の地位を示し得るに止り、決して労働者の異なる社會的地位を示し得るものではない。³⁰⁾この意味に於て、この區分方法は、労働者の社會的地位を明らかにせんとする本來の目的に合致しないものであると言はなければならぬ。更にまた、この區分方法が本來の目的に合致してゐるものであると假定しても、尙ほそこに、不徹底と不正確とがある。即ちもし労働者が、固有の生産過程に屬してゐる職業に従事する労働者と經營所屬の職人及び其の他の重要な補助的職業に従事する労働者とに配分し盡されるものであるとしたならば、經營の範圍内に於ける労働者の地位を示し得たかも知れないが、事實、其の孰れの部類にも屬してゐない幾多の労働者がある爲めに、第三群に其の他の凡ゆる労働者を屬せしめてゐるのである。この點に於て、

30) Fürst, G., a. a. O., S. 24.

經營の立場から見たる差異を標準とする區分方法は不徹底に終つてゐるものと言はなければならぬ。そして又、世帯票の職業に基いて、經營的立場からする完全なる労働者の配分は到底、期待し得ないのである。何故ならば労働者は、自己の活動の種類が、固有の生産過程に屬してゐるものであるか否かを必らずしも十分に知らない。例へば自動車工場に於ける指物師は、其の生産過程に直接關係のある事もあれば、また産業所屬の職人に過ぎない事もあつて、本人は常にそれを正確に意識してゐるとは言へない。もし經營に於ける地位に従つて、詳言すれば生産過程に直接或は間接に關與してゐるかに従つて労働者を區分せんとするならば、産業調査の結果に待つ可きであらう。Fürst³¹⁾は、將來の職業調査に於て、かゝる區分方法を斷念す可きだと言つてゐるが、この批判は決して不當であるとは言へないと思ふのである。

五

營利行爲者の特殊集團として謂ゆる手傳家族員 (mithelender Familienglieder) がある。これは獨立業者でもなく、職員でもなく又労働者でもない。この手傳家族員は、普通、業務を與へてゐる世帯主と人身的關係に立つてゐるものであつて、農業、工業、手工業及び商業等に於て、妻及び子女が補助的行爲をなしてゐる例を屢々見る³²⁾。この手傳家族員は、經濟的及び社會的觀點からすれば、其の業務に對する關心は、被雇者の側よりも、雇主の側により、接近してゐる。即ち彼等は自己の手傳つてゐる業務の經營に關しては、他の労働者とは全く異なつてゐて、業主と同一の考慮を拂つてゐるものである。従つて其の内部關係より見る時は、獨立業者に近いと言はな

31) Fürst, G., a. a. O., S. 24.
32) Hiess, F., a. a. O., S. 178.

なければならない。しかし之に反して行爲の種類そのものから見る時は、職員又は労働者に近いものである。³³⁾

一九〇七年の獨逸職業調査では、この手傳家族員は労働者として取扱はれたのであつた。そして我國の第二回國勢調査に於ても、世帯主又は其の他の家族の業務を補助する家族員は、俸給、給料、賃銀其の他の報酬を得て勤務する者と共に、使用者として取扱はれてゐる。³⁴⁾しかし行爲の種類そのものゝみを見る場合には、手傳家族員は、労働者に近い性質を有つてはゐるが、業主に對する内部的關係を見る時は、其の職業上、労働者とは大いに異なる性質を有つてゐる。彼等は其の性質上、業主でもなければ、また労働者でもないと思ふのが正當であるから、彼等を業主にも加へず、又労働者にも加へず、獨立の職業上の地位を與へる事が最も穩當であり、また最も正しいと言はなければならない。³⁵⁾この理由に基いて一九二五年の獨逸職業統計では、其の世帯票に、「固有の産業補助員(營業使用人—註)に非ずして、世帯主の經營に常に或は規則正しく補助員として活動する者に對しては、『補助』と記入すべし」と言ふ注意を與へ、手傳家族員に獨立の職業上の地位を與へたのである。そして更に手傳家族員の内で、特に家内工業者の手傳家族員を抽出して、再掲する事にしたのである。³⁶⁾

次に家事使用人(Hausangestellte)の職業上の地位が問題となる。家事使用人は産業行爲者と固有の本業を有せざる家族員との中間的地位を占めてゐる。家事使用人の行爲は、第一に國民經濟的のものではない、従つて全國民の職業構成に當つては、從屬者と共に本業者の職業部門に數へ

33) Fürst, G., a. a. O., S. 20.

34) 昭和五年産業及職業分類方法參照

35) Fürst, G., a. a. O., S. 20.

36) Statistik des Deutschen Reichs. Bd. 402, a. a. O., S. 12 及ビ S. 22.

込まれてゐる。他方、其の行爲は、私經濟的立場から、營利的であると考へられる。この家事使用人の職業上の地位を決定するには二つの觀點がある。其の一つは家事使用人の側から見て、彼等は疑ひもなく無産階級に屬するから、之を勞働者として取扱ふのである。其の二は使用者の側から見て、家事使用人を使用する事は、或る程度まで使用者の有富状態を象徴するものであるから、家事使用人に獨立の地位を與へ、使用者の職業上の地位別に之を表章するのである。

我國の第二回國勢調査に於ては、家事使用人も、俸給、給料、賃銀其の他の報酬を得て勤務する者の内に屬してゐるから、彼等の職業上の地位は、勿論、職員、勞働者及び手傳家族員と共に、「使用人」である。しかるに一九二五年に於ける獨逸職業調査では、雇主の世帯内で生活してゐる家事使用人並に雇主の世帯外で生活してゐる家事使用人に獨立の地位を認めてゐる。其の理由とする所は、家事使用人は普通の勞働者でもなければまた職員でもないと言ふ見解と、尙ほ更に、上述の第二の目的に基き、雇主の異なる職業及び社會的地位に従つて、家事使用人を配分せんとする見解を取つてゐるからである。³⁷⁾

以上、本業者の職業上の地位に就いて論じたのであるが、副業に關しても職業上の地位は問題となり得るのであつて、獨逸の職業調査に於ては、常に「副業に於ける職業上の地位」を問ひ、またこの問題に關して、既に Rauchberg や Most の詳細なる研究も發表されてゐる。³⁸⁾ 我國に於ても、第一回國勢調査では「副業の職業上の地位」を問ふたのであつたが、之は結果表には表章されてゐないし、第二回國勢調査では、この問題の調査に全然觸れる所のなかつた事は遺憾である。

37) Statistik des Deutschen Reichs, Bd. 402, a. a. O., S. 12.

38) Rauchberg, H., a. a. O., S. 165ff. Most, O., Der Nebenerwerb in seiner volkswirtschaftlichen Bedeutung, 1903, S. 31 ff.